

令和5年 第1回始良市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年4月28日（金）午後1時30分～午後3時55分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室
3. 出席委員 農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

1番:杉尾 敏憲 2番:白尾 親昭 3番:岩元 律子 4番:森山 良久
5番:山下 妙子 6番:市野 たつ子 7番:猶木 悟 8番:市蘭 由美子
9番:大重 孝司 10番:小長野 誠 11番:本村 正一 12番:坂元 廣幸
13番:牧野田 隆平 14番:松元 信道 15番:平 富士夫 16番:内飢 達也
17番:西 泰行 18番:宮原 千年 19番:夏田 恒

【農地利用最適化推進委員】

1番:上福元 克己 2番:長野 洋一 3番:松永 政裕 4番:松元 健一
5番:池端 隆志 6番:堂前 澄男 7番:橋本 好文 8番:比良 文識
9番:内村 幸雄 10番:宇都 和義 11番:扇蘭 弘行 12番:柚木 利雄

4. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第3号 農地転用事業計画変更申請について
6. 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第6号 農地の利用目的変更願について
9. 議案第7号 非農地証明願について
10. 議案第8号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
11. 議案第9号 始良市農業委員会個人情報保護条例施行規則の一部改正について
12. 議案第10号 始良市農地基本台帳管理規程の一部改正について
13. 議案第11号 農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について
14. 農地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
15. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 ・ 事務局長補佐兼農地係長 ・ 農地係主査 ・ 農地係主事
振興係長 ・ 振興係主任主査
農政課課長補佐兼加治木農林水産係長

事務局	姿勢を正してください。一同礼。
議 長	ただいまから、令和5年度 第1回 始良市農業委員会 総会を 開会いたします。出席農業委員は、19名中、19名で、定足数に達しておりますので、本総会は 成立しております。 ———— 会務報告 ————
議 長	会務報告について、事務局からの報告をお願いします。
事務局	〔事務局 報告〕
	———— 日程第1 議事録署名委員の指名 ————
議 長	次に、日程第1、始良市農業委員会 会議規則 第17条第2項に規定する 議事録署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
委 員	『異議なし』
議 長	それでは、3番、農業委員、4番、農業委員、お願いいたします。 ———— 日程第2 会議書記の指名 ————
議 長	次に、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記 には、事務局職員の、局長補佐と、振興係長を、指名いたします。これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案 終了後に入室、着席していただきます。なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局 議 長 委 員 議 長	——— 日程第3 議案第1号 ——— 次に、日程第3、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。1番から88番について、事務局からの説明を求めます。 それでは、議案第1号、農地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明いたします。公告日は、令和5年4月28日、契約の始期は、令和5年5月1日を、それぞれ予定しております。契約年数につきましては、1年間が4件、2年間3件、3年間で5件、5年間で58件、6年間で1件、10年間で5件、20年間で1件、合計88件、154,814.174㎡となっております。内容につきましては、総会資料の2ページになりますので、ご確認いただきたいと思います。なお、総会資料の16ページ、80番が9番農業委員、81番が1番農業委員、82番が12番農業委員、83番から85番が13番農業委員、86番と87番が2番農業委員、88番が3番農業委員、が関連する議案となっております。つきましては、農業委員会法等に関する法律、第31条の規定、「議事参与の制限」に基づき、議案の裁決に参加できませんので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。以上で説明を終わります。 これより、議案第1号、農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての、1番から88番について、質疑に入ります。なお、80番から88番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。 まずは、1番から79番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。 「質疑・意見なし」 それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての、1番から79番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
--	--

	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての、1番から79番については、原案のとおり決定いたしました。それでは、80番の関係者、農業委員9番、農業委員の退席をお願いします。
	委 員	(委員 退席)
議 長		これより、80番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
	委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての、80番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての、80番については、原案のとおり決定いたしました。農業委員9番、農業委員の、着席をお願いします。
	委 員	(委員 着席)
議 長		次に、81番の関係者、農業委員1番、農業委員の退席をお願いします。
	委 員	(委員 退席)
議 長		これより、81番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします

	委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての、81番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての、81番については、原案のとおり決定いたしました。農業委員1番、農業委員の、着席をお願いします。
委 員		(委員 着席)
議 長		次に、82番の関係者、農業委員12番、農業委員の退席をお願いします。
	委 員	(委員 退席)
議 長		これより、82番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
	委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての、82番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての、82番については、原案のとおり決定いたしました。農業委員12番、農業委員の、着席をお願いします。
委 員		(委員 着席)

議 長	次に、83番から85番の関係者、農業委員13番、農業委員の退席をお願いします。
委 員	(委員 退席)
議 長	これより、83番から85番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委 員	[質疑・意見なし]
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての、83番から85番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての、83番から85番については、原案のとおり決定いたしました。農業委員13番、農業委員の、着席をお願いします。
委 員	(委員 着席)
議 長	次に、86番と87番の関係者、農業委員2番、農業委員の退席をお願いします。
委 員	(委員 退席)
議 長	これより、86番と87番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委 員	[質疑・意見なし]
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての、86番と87番について、原案のとおり、決

	定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての、86番と87番については、原案のとおり決定いたしました。農業委員2番、農業委員の、着席をお願いします。
委 員	(委員 着席)
議 長	次に、88番の関係者、農業委員3番、農業委員の退席をお願いします。
委 員	(委員 退席)
議 長	これより、88番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての、88番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての、88番については、原案のとおり決定いたしました。農業委員3番、農業委員の、着席をお願いします。
委 員	(委員 着席)
	——— 日程第4 議案第2号 ———
議 長	次に、日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の

事務局	処分決定について、議題に供します。1番から10番までについて、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。 それでは議案第2号、農地法第3条の規定による、許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は18ページです。今月の申請件数につきましては、10件となっております。先般、各担当委員におきまして、事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから調査書がございますので、審議の参考としてください。それでは、1番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、下名の田が1筆、面積が、466㎡、売買による所有権移転で、小作地の取得です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員14番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、14番、農業委員です。調査報告いたします。令和5年4月14日、譲受人の代理人への聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。休日には〇〇で、水田、野菜を栽培している兼業農家であります。申請はこれまで、借地で耕作しており、今回、購入するものであります。ました。農業用機械は、トラクター、田植え機、コンバイン、軽トラ、草刈り機と一式、揃っています。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、加治木町小山田の畑が2筆、面積は、2,579㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員12番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、12番、推進委員です。調査報告いたします。令和5年4

	月15日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は、本人と奥様の2名であります。農業用機械は、ブルーベリーを植えるとの事で、一回だけ使えば、あと、トラクターは使わないとの事で、近くの方に頼んでおります。刈り取った草は、ブルーベリーの根のほうに使用し、範囲が広がった時は、年に数回、シルバー人材センター等に頼んで草刈をする予定です。奥様がNPO法人で、障がい者関連の仕事をしていますので、ブルーベリーが実った頃には、楽しんでほしいと、また、地域の活性化にも繋がると思います。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、上名の田が2筆、面積は、1,930㎡、売買による所有権移転で、小作地の取得です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員6番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、6番、推進委員です。調査報告いたします。令和5年4月20日、本人〇〇さんと申請地で会い、申請地を調査いたしました。労働力は、本人と妹夫婦の手伝いをもらうとの事でありま す。農業用機械は、トラクター2台、乾燥機も2台あり、他にも揃っております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、北山の田が1筆、面積は、686㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。

議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員16番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、16番、農業委員です。調査報告いたします。令和5年4月17日、譲受人と連絡を取り、申請地を調査いたしました。〇〇さんは始良のほうに住まわれているのですが、労働力は、主に、弟さんとの2名であります。申請地は、以前から借りられていて、今回の話になったとの事です。実家が田んぼの近くにあり、その倉庫のなかに、トラクター、コンバイン、乾燥機等、すべての機械が揃っておりますので、当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	5番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、加治木町日木山の畑が1筆、面積は、1,818㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員17番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、17番、農業委員です。調査報告いたします前に、事務局にお願いがあります。今回の調査の〇〇さん、連絡先が携帯電話でありました。メッセージを入れ、金曜、土曜、日曜、月曜と、何回も電話をしましたが、連絡がとれませんでした。やむなく、事務局に電話し、連絡を取っていただいたところです。今回のこのようなケースははじめてでしたが、これからも起こりえることがあるかもしれませんので、何らかの対策をとっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは、報告いたします。令和5年4月18日、譲受人と現地で会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました労働力は、本人と奥様の2名であります。ゆくゆくは、息子さんが始良に住んでいるので、との事でした。農業用機械は、全て揃っており、問題はありません。申

議 長	請地は、果樹、野菜などが植えてあり、よく管理されていきました。このようなことから、当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。 次に、6番について、事務局の説明を求めます。
事務局	6番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、北山の畑が1筆、面積は、1,569㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員16番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、16番、農業委員です。調査報告いたします。令和5年4月17日、譲受人宅を訪問し、申請地を調査いたしました。申請地は譲受人の家の前であり、以前より借りられて耕作しております。労働力は親子3人で、畜産を主にされており、牛の飼料等を植えるとのことでした。本人と妻の2名であります。農業用機械もすべて、トラクター、コンバイン、乾燥機軽、草刈り機と、揃っています。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、7番について、事務局の説明を求めます。
事務局	7番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、松原町の畑が1筆、面積は、57㎡、売買による持分十分の一の所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員18番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、18番、農業委員です。調査報告いたします。令和5年4

議 長	月18日、現地にて、申請地を調査いたしました。畑が耕作されており、譲受人の労働力は2名です。農業用機械は、トラクター一台、コンバイン一台、田植え機一台、軽トラ一台と、揃っています。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。 次に、8番について、事務局の説明を求めます。
事務局	8番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、平松の田が3筆、面積は、1,550㎡、同一世帯内の親子間の贈与による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員5番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 委員 はい、5番、推進委員です。調査報告いたします。令和5年4月15日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。今回の申請地は母より譲り受けたものであり、農業用機械は、軽トラ以外は、親戚の機械を借りたり、また、近くの方に一部委託をするとの事です。農作業は、本人夫婦、子ども、母ですとの事でした。また、申請地は現在、耕作され管理されておりました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、9番について、事務局の説明を求めます。 事務局 9番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、加治木町小山田の田が1筆、面積は、1,544㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員3番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい、3番、農業委員です。調査報告いたします。令和5年4月18日、譲受人宅を訪問し、申請地を調査いたしました。労働力は、2名であります。農業用機械は、軽トラ一台、草刈り機三台です。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議長	次に、10番について、事務局の説明を求めます。
事務局	10番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、蒲生町下久徳の田が2筆、面積は、1,081㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員4番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、4番、推進委員です。調査報告いたします。令和5年4月13日、譲受人と現地にて聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は1,081㎡で、譲受人は、農業と不動産の兼業です。自家用と販売用の庭木を栽培するとの事でした。苗を植え5年程度で販売する。樹高が2mを超えたら、隣接農地に日照の影響がでれば、直ちに移植する。隣接農地との間を干渉地として、3m程設け、隣接農地に悪影響が無いように栽培するとの事でした。農業用機械は、軽トラ、草刈り機であります。労働力は、本人と奥様の2名であります。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議長	これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から10番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	はい、12番、推進委員です。7番の所有権移転は1名分だけ変えたとのことですか。
事務局	最後に残ったのが、10分の1であり、裁判で価格が決まり、申請があ

	がったとの事です。
議 長	委 員 はい、わかりました。 それでは、お諮りいたします。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から10番について、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため、許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員 [賛成多数] 賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から10番については、原案のとおり決定いたしました。 ———— 日程第5 議案第3号 ————
議 長	次に、日程第5、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可について、議題に供します。1番について、説明をお願いします。まずは、事務局の説明を求めます。
	事務局 議案第3号、農地転用事業計画変更申請について、ご説明いたします。総会資料は21ページとなっております。今月の申請件数につきましては、1件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、変更後は〇〇、申請地は、加治木町反土の畑が3筆で、合計309㎡となっております。こちらの申請地のほうが、平成27年12月18日付け、賃貸住宅とのことでの5条許可でしたが、当時の所有者が病気にかかり、今回、貸資材置場とのことで、事業計画変更申請となっております。議案第5号の6番との関連で5条申請も同時に提出いただいております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員9番、推進委員に、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての6番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願い

	します。 委員 はい、9番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約200mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地と市道、西が水路、南が畑と宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番について、原案のとおり意見決定と許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。 ——— 日程第6 議案第4号 ———
議 長	次に、日程第6、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番と2番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処

	分決定について、ご説明いたします。総会資料は、22ページでございます。今月の申請件数につきましては、2件となっております。それでは1番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、蒲生町米丸の畑が1筆で、2,228㎡です。農地区分は第2種農地区分で、転用目的は山林となっております。クスギを植林し、山林としたいとの事です。参考資料の8ページに始末書が添付されております。内容としましては、昭和45年頃に、申請地の一部に杉をすでに植林しており、追認で農地法の許可を得ようとするところです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員1番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、1番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分については、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置ですが、〇〇から南東に約300mの位置になります。被害防除現況につきましては、東が山林、西が宅地、南が畑と宅地、北が宅地と山林となっております。申請実現の確実性でございますが、自己資金証明もあり、確実であります。先ほど、始末書の説明がありましたが、一部植林をしていたとの事です。条件および特記事項につきましては、特にございませ。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、東餅田の畑が1筆で、243㎡です。隣接の宅地と一体利用する予定で、全体の面積は、411.31㎡となっております。農地区分は第3種農地区分で、転用目的は一般住宅で、自宅の建て替えをしたいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員1番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委 員	はい、1番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分については、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置ですが、〇〇から北東に約200mの位置になります。被害防除現況につきましては、東が宅地、西が私道と宅地、南が宅地、北が宅地となっております。申請実現の確実性でございますが、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項につきましては、特にございません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番と2番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	はい、12番、推進委員です。1番ですが、南東に宅地がありますが、クヌギを植えるのであれば、条件を入れて離すなど、しなくてもよいのですか。
事務局	参考資料の5ページで、南東の方向に宅地があるとのことで、干渉地との事で、よろしいですか。7ページの〇〇番地が宅地とのことで、今回、丸で囲ってあるところにクヌギを植林するとのことで、残りについては、既に北に杉、南にツゲをすでに植林してあるとの事で、今回、植える箇所については、距離もあり支障がないものと考えているところです。
委 員	宅地ですけど、実情は畑であり、ほとんど使われていないところです。クヌギを植え、マイタケを育て、全体を山林にするとの話でありました。
事務局	7ページの資料で、〇〇番地に影響があるとの事で、よろしいですか。隣接する〇〇番地については、申請人の自宅であります。南側の〇〇番地については、特に建物は建っていないところです。〇〇番地については、家があるのですが、今回の植林とは、距離があるのかなと考えているところです。葉が落ちたり、樹高が高くなったりと、懸念さ

	れることがあれば、特記事項に、植林からの影響がないようにと付与することは、いかがかなと思うのですが、どうでしょうか。
委員	はい、12番、推進委員です。私は推進委員なので決められないので、農業委員の方で決めていただけたら。
議長	一部、少し距離を取るとの事での指導でよろしいでしょうか。
委員	はい。
議長	それではお諮りいたします。議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番と2番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番と2番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。
	———— 日程第7 議案第5号 ————
議長	次に、日程第7、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から17番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	その前に資料の訂正をお願いします。総会資料の25ページ、11番のところ、一番右側の備考の欄の下から3行目、議案第4号の12番と一体利用とありますが、議案第4号を議案第5号に修正をお願いいたします。26ページの12番、備考の下から3行目、議案4号を議案第5号に修正をお願いいたします。農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は、23ページから27ページでございます。今月の申請件数につきましては、17件であります。1番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土

議 長	地の所在は、加治木町木田の田が1筆、面積は899㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は資材置場で、会社の敷地に隣接しており事業目的実現に効果的な場所である為とのことです。以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、農業委員3番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、3番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約120mの位置です。被害防除現況としましては、東が原野、西が水路、南が水路、北が原野です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。 事務局 2番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、永池町の畑が1筆、面積は304㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は建売住宅で、建売住宅2棟を建築し、販売する為とのことです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員2番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 委 員 はい、2番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約70mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が畑、北が市道です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としまして

議 長	は、許可意見であります。以上で報告を終わります。
事務局	次に、3番について、事務局の説明を求めます。 3番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田の田が1筆、面積は299㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は一般住宅で、借家で手狭な為、自己住宅を建築したいとのことです。現地調査時に、隣接地との境界を確認することと、条件を付しております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員4番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、4番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約150mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、隣との境界確認であります。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町反土の田が1筆、面積は823㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は宅地造成で、1区画の宅地造成を行いたいとのことです。また、条件として、隣接農地への通路を確保することとしております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員9番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい、9番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から東に、約300mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が畑、南が宅地と休耕田、北が畑と休耕田です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、隣接農地への通路を確保すること、であります。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	5番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、西餅田の畑が1筆、面積は184㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は宅地造成で、1区画の宅地造成を行いたいとのことです。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員1番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、1番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約200mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が市道、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、6番について、事務局の説明を求めます。
事務局	6番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、議案第3号の1番の事業計画変更申請が同時に出されている案件となっております。土地の所在は、加治木町反土の

議 長	畑が3筆、面積は309㎡となっております。隣接の宅地と公衆用道路と一体利用しまして、全体面積は、354.85㎡となっております。こちらが、所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は貸資材置場で、貸資材置場として利用したいということです。以上で説明を終わります。 本件につきましては、議案第3号の1番で、推進委員9番、推進委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。次に、7番について、事務局の説明を求めます。
事務局	7番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町反土の田が2筆、面積は1,07㎡となっております、隣接地との一体利用で、全事業面積は、1130.09㎡となります。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は宅地造成で、4区画の宅地造成を行いたいということです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員4番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、4番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北東に、約280mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地と畑、西が宅地と市道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としてしましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としてしましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、8番について、事務局の説明を求めます。
事務局	8番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田の畑が2筆、面積は474㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第3種農地

議 長	です。転用目的は宅地造成で、3区画の宅地造成を行いたいとのことです。以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、農業委員3番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、3番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約320mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、9番について、事務局の説明を求めます。
事務局	9番につきまして、ご説明いたします。借人は、〇〇、貸人は、〇〇、土地の所在は、蒲生町米丸の田が1筆、面積は498㎡となっております。使用貸借権で、農地区分は第2種農地です。転用目的は一般住宅で、現在、賃貸住宅で手狭になった為、一般住宅を建築したいとのことです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員1番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、1番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南西に、約350mの位置です。被害防除現況としましては、東が水路を挟んで宅地、西が宅地、南が市道、北が自己所有の田です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。

議 長 事務局 議 長 委 員 議 長 事務局 議 長	次に、10番について、事務局の説明を求めます。 10番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、松原町の畑が1筆、面積は242㎡となっております。隣接の宅地との一体利用で、全事業面積は、267.19㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は一般住宅で、自己住宅を建築したいとのことです。以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、推進委員5番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、5番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北東に、約430mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。 次に、11番について、事務局の説明を求めます。 11番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の畑が1筆、面積は359㎡のうち、316㎡となっております。隣接地の宅地と議案第4号の12番と一体利用で、全事業面積は433.75㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は宅地造成で、2区画の宅地造成を行いたいとのことです。以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、農業委員2番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
--	---

委員	はい、2番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北西に、約60mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が雑種地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、12番について、事務局の説明を求めます。
事務局	12番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の畑が1筆、面積は359㎡のうち、47㎡となっております。所有権移転で、持分45分の25を、〇〇が所有権移転し、残りは、そのまま現在の所有者が取得する形となっております。農地区分は第3種農地です。通路で、申請地隣接を宅地造成し、この通路として利用したいとのことです。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員2番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、2番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北西に、約60mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が雑種地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、13番について、事務局の説明を求めます。
事務局	13番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町小山田の田が1筆、面積は

議 長	1,095㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第2種農地です。転用目的は貸駐車場で、経営する会社の駐車場として利用したいとのことです。以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、農業委員3番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、3番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南に、約350mの位置です。被害防除現況としましては、東が田、西が雑種地、南が宅地と雑種地、北が水路です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、14番について、事務局の説明を求めます。
事務局	14番につきまして、ご説明いたします。借人は、〇〇、貸人は、〇〇、土地の所在は、加治木町小山田の田が1筆、面積は905㎡となっております。賃借権で、農地区分は農用地区域内農地です。転用目的は現場事務所および資材置場で、河川災害復旧工事の、現場事務所と資材置場確保の為とのことで一時的に利用したいとの事です。こちらは、農用地区域内農地である為、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となっております。また、一時転用との事で、令和5年11月30日までに、農地に復元すること、の条件を付しての許可を予定しております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員3番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、3番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、農用地区域内農地であります。一時転用に該当する為、問題あ

	りません。申請地の位置は、〇〇から南に、約350mの位置です。被害防除現況としましては、東が河川、西が市道、南が河川、北が田です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、令和5年11月30日までの一時転用であり、終了後、農地に復元すること、であります。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、15番について、事務局の説明を求めます。
事務局	15番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、船津の畑が1筆、面積は542㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第1種農地です。転用目的は建売住宅で、2棟の建売住宅を建築したいとのことです。第1種農地である為、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となっております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員1番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、1番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であります。第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約100mの位置です。被害防除現況としましては、東が里道、西が宅地と畑、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、16番について、事務局の説明を求めます。

事務局	16番につきまして、ご説明いたします。借人は、〇〇、貸人は、〇〇、土地の所在は、平松の田が1筆、面積は4 2 8 m²のうち、5 5 m²となっております。また、隣接の宅地、雑種地とも一体利用する計画で、全体面積は、1 7 0 5 . 6 7 m²となっております。賃借権で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、店舗、駐車場で、申請地を借り受けて、コンビニエンスストアを建築し、経営の安定を図りたいとのことです。参考資料の7 2 ページのほうに、始末書が添付されております。内容としましては、平成1 6 年6 月頃に、隣接地を造成する際に、一部を既に造成しているとの事で、始末書が添付されており、追認での許可を得ようとするものです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員5番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、5番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約5 0 mの位置です。被害防除現況としましては、東が県道、西が田と雑種地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、17番について、事務局の説明を求めます。
事務局	17番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の田が1筆、面積は1, 0 8 1 m²のうち、9 8 9 m²となっております。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は資材置場で、資材置場として、最適であると判断した為とのことです。条件として、分筆した後の、残地の農地の用水管を確保することとしています。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員5番、推進委員に、調査の結

	果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、5番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から東に、約10mの位置です。被害防除現況としましては、東が田、西が市道、南が田、北が水路です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、隣接する田への、用水管を確保することです。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
事務局	はい、補足説明をさせてください。11番と12番の件につきまして、補足説明をさせてください。11番と12番は、同じ申請地をそれぞれ分筆し、316㎡と47㎡でそれぞれ申請があがり、合計しますと363㎡との事で、359㎡と合わないところですが、今回の申請に、実際、測量された図面が添付されており、316㎡と47㎡が最新で正しい面積となっております。以上です。
議 長	これより、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から17番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から17番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から17番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、14番と15番につきましては、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴

	取」いたします。
	—— 日程第8 議案第6号 ——
議 長	次に、日程第8、議案第6号、農地の利用目的変更願について、議題に供します。1番と2番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第6号、農地の利用目的変更願について、ご説明いたします。総会資料は28ページでございます。今月の申請件数につきましては、2件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、蒲生町白男の田が2筆、1,110㎡となっております。農地区分は、農用地区域内農地です。変更後は、畑との事で、すでにみかん等の果樹を植えており、畑として使用しており、今回、地目変更したいとのことで、申請がでたところです。以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員9番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、9番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、農用地区域内農地であります。申請地の位置は、〇〇から、南西に、約1kmの位置です。被害防除現況としましては、東が田と畑、西が河川、南が里道、北が畑と雑種地、また、東が田、西が河川、南が河川、北が田、となっております。申請実現の確実性としては、営農計画書もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、東餅田の田が1筆、1,297㎡となっております。農地区分は、第3種農地です。畑として利用したいとの事です。先月、3

	条申請のほうで、購入された際に、営農計画のほうが畑での使用になっていた為、今回の申請に至っております。以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員14番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、14番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であります。申請地の位置は、〇〇から、北西に、250mの位置です。被害防除現況としましては、東が私道、西が宅地、南が田、北が宅地、となっております。申請実現の確実性としてしましては、営農計画書もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第6号、農地の利用目的変更願についての、1番と2番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第6号、農地の利用目的変更願についての、1番と2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第6号、農地の利用目的変更願についての、1番と2番については、原案のとおり承認することに、決定いたしました。 ———— 日程第9 議案第7号 ————
議 長	次に、日程第9、議案第7号、非農地証明願について、議題に供しま

	す。1番と2番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第7号、非農地証明願について、ご説明いたします。総会資料は29ページになっております。今月の申請件数は2件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、土地の所在は、平松の畑が1筆で495㎡です。農地区分は、第2種農地で、現況は宅地であります。昭和30年頃、建物が建築され、現在に至るとのことです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員5番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、5番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地です。申請地の位置は、〇〇から、西に、約300mの位置です。現況としましては、東が里道、西が畑、南が河川、北が宅地となっております。非農地として認める、やむえない理由としまして、宅地となつてから、すでに20年以上経過しているもので、やむ得ないものと認めます。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、土地の所在は、加治木町木田の畑が1筆で316㎡です。農地区分は、第3種農地です。本申請につきましては、所有者の方がお亡くなりになりまして、孫にあたる方が、今回の申請人となっております。通常、所有者がお亡くなりになり、相続をする場合は、農地法の許可は必要ありませんが、今回は、遺言書によるところであり、農地法の許可が必要となっているところで、申請人から相談がありました。本申請地につきましては、昨年度の利用状況調査で、再生困難な農地として判定されておりましたが、都市計画区域内の用途地域であった為、非農地確定をしていなかった状況であり

	ます。今回、申請人に確認したところ、昭和30年頃から耕作はしておらず、整地をするにも重機が必要ですが、接道も無く、再生が困難であり、現況は原野であります。所有者が亡くなり、特定遺増を受ける事になったが、昭和30年より耕作しておらず、整地には重機が必要であるが、接道も無く、今後、農地としても、農地以外としても利用予定が無い為、とのことです。今回、名義変更をする為に、非農地証明の願いの申請に至った経緯であります。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員2番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、2番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地です。申請地の位置は、〇〇から、南に、約120mの位置です。現況としましては、東が雑種地、西が畑、南が水路、北が畑となっております。非農地として認める、やむえない理由としまして、68年程、耕作しておらず、農地復元の為には、重機が必要であるが、接道が無く、再生が困難であるため、やむ得ないものと認めます。条件および特記事項は、所有者が亡くなり、遺言書による特定遺贈を受ける為、であります。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第7号、非農地証明願についての、1番と2番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第7号、非農地証明願についての、1番と2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第7号、非農地証明願についての、1番と2番

	については、原案のとおり承認することに、決定いたしました。 —— 日程第 10 議案第8号 ——
議 長	次に、日程第10、議案第8号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について、議題に供します。1番から4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	はい、それでは、議案第8号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画(貸借)の意見決定につきまして、ご説明いたします。本案件につきましては、議案第1号の農用地利用集積計画(貸借)と同様でございますが、農地中間管理事業により集積計画され、借主が中間管理機構ですので、別案件として上程しております。今回、始期を令和5年5月1日として設定する募集期分につきまして、ご審議いただきます。それでは、31ページの借換区分別集計表をご覧ください。利用権を設定する再配分予定者の氏名、または名称につきまして、各筆明細の一覧表を、ご確認ください。今回、中間管理機構を借主として利用権を設定するのは、更新が4件となっております。申請面積は、4,879㎡です。設定する権利別は、使用貸借権が4件となっております。今回の設定地区は、蒲生町西浦、白男、北地区となっております。ご審議の方、よろしくお願いします。
議 長	これより、議案第8号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての1番から4番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第8号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての、1番から4番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕

議 長	賛成多数により、議案第8号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(貸借)についての、1番から4番については、原案のとおり、決定いたしました。 ——— 日程第11 議案第9号 ———
議 長	次に、日程第11、議案第9号、始良市農業委員会個人情報保護条例施行規則の一部改正について、議題に供します。事務局の説明を求めます。
事務局	はい、議案第9号につきまして、ご説明いたします。この一部改正につきましては、令和3年の個人情報保護制度の官民一元化の改正法が成立したことに伴う、規則の一部改正でございます。令和5年4月1日から、地方公共団体、市町村にも適用されるとのことで、始良市農業委員会においても、始良市農業委員会個人情報保護条例施行規則の一部改正になります。いままで、条例で、していたものを、これからは法律でしていくことになります。次のページに新旧対照表がございます。右側がすでに制定されている規則になります。表の左側の改正後に改正することになります。なお、次の議案第10号と関連がありますが、事務局が管理しています農地台帳があるのですが、農地台帳が1,000人以上の個人情報を取り扱う部署、他にも、マイナンバー等を取り扱う部署が対象となっております。農業委員会では、農地台帳を管理しておりますので、これが1,000人以上の個人情報を取り扱っているとのことで、改正となります。これは全国的な、改正となります。以上で説明を終わります。
議 長	これより、議案第9号、始良市農業委員会個人情報保護条例施行規則の一部改正について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	はい、17番、農業委員です。これは規則の案ですね、附則には、令和5年4月28日から施行し、令和5年4月1日から適用するとなっておりますが、以前から、この規則は適用されるとのことですか。

事務局	はい、農業委員会以外の部署は、先月の3月のうちに、附則を3月27日から施行となっております。農業委員会では、今月の総会で、施行は4月28日、今日になります。適用については、4月1日から、遡っての個人情報保護条例施行規則の一部改正を行いますとのことで、今月の議題としました。以上です。
委員	はい、わかりました。
議長	それでは、お諮りいたします。議案第9号、始良市農業委員会個人情報保護条例施行規則の一部改正について、原案のとおり、承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第9号、始良市農業委員会個人情報保護条例施行規則の一部改正については、原案のとおり、承認することに、決定いたしました。
議長	——— 日程第12 議案第10号 ——— 次に、日程第12、議案第10号、始良市農地基本台帳管理規程の一部改正について、議題に供します。事務局の説明を求めます。
事務局	はい、これにつきましても、先程の議案第9号でもご説明いたしましたが、農業委員会で運用しております、農地基本台帳の管理規程の一部改正になります。次のページに新旧対照表がございます。改正前は規程とありますが、これを訓令に置き換えることになります。以上、説明を終わります。
議長	これより、議案第10号、始良市農地基本台帳管理規程の一部改正について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	はい、14番、農業委員です。確認ですが、令和3年に個人情報保護法により改正するとの事ですが、始良市農地基本台帳管理規程の一

	部を改正する訓令とのことですが、36ページの改正前と改正後があり、規定を訓令に改めるとのことで、第2条については、先程の件と関連があるとのことで、15条、16条、17条にある規定については、今回、訓令に改めるとのことですが、そもそもが、始良市農地基本台帳管理規程ですので、管理規程は規程で生きるのではないのでしょうか、管理訓令というのでしょうか、第1条に、この規定は、から、この訓令は、に変わるのであれば、タイトルも規定から訓令に変えるのか。第2条だけ変えればいいのか、という気がするのですが、いなかでしょうか。
事務局	はい、規定と訓令、言葉、意味的にも似ているのですが、改正前の2条について、条例であったのが、今回、法律でされるとの事で、規定より訓令のほうが、上がるような意味だと思います。これにつきましては、全国的なものなので、法制文書のほうに見本をつくってもらっているところですが、これまで条例で運用していたものを法律でとのことなので、訓令に置き換えるかたちになりました。以上です。
委員	それでは、第2条だけ変えればいいのかであって、この規定は残るのですか。訓令は会長ですよ。会長が訓令をするとのことですから、会長の指示で、農業委員、推進委員は運用しますよとの事であり、いままでの条例を法律に変えるとのことだけで、規定はなくなりますよ。これから訓令というのですか。
事務局	確認をとります。
委員	はい、わかりました。
議長	それでは、お諮りいたします。議案第10号、始良市農地基本台帳管理規程の一部改正について、原案のとおり、承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第10号、始良市農地基本台帳管理規程の一部改正については、原案のとおり、承認することに、決定いたしました。

議 長

次に、日程第13、議案第11号、農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について、議題に供します。この議案につきましては、県外の農業委員会の委員が、農地転用にかかる収賄容疑で、逮捕されたという事案を受け、全国農業会議所より、令和元年12月付けの、年に1回は、総会時に、法令順守の申し合わせ決議に、取り組んでいただきたい 旨の、依頼によるものです。それでは、資料37ページに記載されています決議文を、読み上げます。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令にのっとり、適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務をおっている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平、公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も、徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項について、ここに申し合わせ、決議する。一、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令にのっとり、適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公平さを確保すること。二、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための、研修等を実施すること。令和5年4月28日、始良市農業委員会。この決議について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。

委 員

「質疑・意見なし」

議 長

この議案につきましては、農業委員会組織としての決議になりますので、農地利用最適化推進委員の方々も、賛否について、挙手をお願いいたします。それでは、お諮りいたします。議案第11号、農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について、承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

〔全委員賛成〕

議 長

全委員賛成により、議案第11号、農業委員会の法令順守の申し合

	わせ決議については、承認することに、決定いたしました。 ———— 日程第 14 ———— 議 長 次に、日程第14、農地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の報告を求めます。 事務局 農地利用集積計画（貸借）の合意解約を報告いたします。4月 は、21件提出されております。内容につきましては、別紙、合 意解約、4月分をのちほどご確認ください。以上で報告を終わ ります。 議 長 ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。 委 員 [発言なし] 議 長 それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。 ———— 日程第 15 ———— 議 長 次に、日程第15、その他ですが、委員の皆さんから、何かござい ませんか。 委 員 [委員からなし] 議 長 事務局からは、何かありませんか。 事務局 [農業委員会連絡網について] [作業グループ名簿について] [各委員の担当地区について] [冠婚葬祭について] 議 長 それでは、以上をもちまして、令和5年、第1回、始良市農業委員会 総会を、閉会いたします。
--	---

事務局	姿勢を正してください。一同礼。

議事録署名委員

署名委員_____*****

署名委員_____*****